

## 第 18 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 第 15 回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和 3 年 1 月 9 日（土）

午後 3 時から

場 所：行政庁舎 4 階 特別会議室

## ◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
- 3 新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 4 本県における新型コロナウイルス感染症対策について
  - (1) 外出の自粛要請について
  - (2) 営業時間短縮の協力要請の延長について
- 5 G o T o キャンペーンに関する対応について
- 6 その他

## &lt; 配 付 資 料 &gt;

- 【資 料 1】新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（内閣官房事務連絡）
- 【資 料 2】基本的対処方針の主な変更内容について（第 51 回政府対策本部会議資料抜粋）
- 【資 料 3】緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房事務連絡）
- 【資 料 4】新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 【資 料 5】外出の自粛要請について
- 【資 料 6】第 2 期新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について
- 【資 料 7】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）
- 【資 料 8-1】せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン及び仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンの一時停止の延長について
- 【資 料 8-2】G o T o イートキャンペーン事業の取扱いについて
- 【資 料 9】新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿  
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
東北大学病院	院長	富永 悌二	
仙台市	新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長	會田 義克	

(敬称略)

## 基本的対処方針の主な変更内容について ( 概 要 )

### 1. 緊急事態宣言の発出 (3頁)

区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

### 2. 緊急事態措置の具体的内容

#### ① 外出の自粛 (14頁)

不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

#### ② 催物 (イベント等) の開催制限 (14頁、別途資料参照)

別途通知する目安を踏まえた規模要件等 (人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等) を設定し、要件に沿った開催の要請

#### ③ 施設の使用制限等 (15頁)

- ・ 飲食店に対する営業時間の短縮 (20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。) の要請
- ・ 関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化
- ・ 飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設 (学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。) についても、同様の働きかけを行う
- ・ 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」による、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援

#### ④ 職場・出勤 (16頁)

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務 (テレワーク) 等を強力に推進
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

#### ⑤ 学校等 (17頁)

- ・ 学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- ・ 大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的

実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応

- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請

### **3. 緊急事態宣言発出・解除の考え方**

緊急事態宣言の発出及び解除の判断にあたっては、以下を基本として判断。その際、「ステージ判断の指標」は、目安であり、機械的に判断するのではなく、総合的に判断すべきことに留意

#### **(緊急事態宣言発出の考え方)**

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

#### **(緊急事態宣言解除の考え方)**

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

### **4. その他の主な変更事項**

- ・変異株の関係（7頁等）
- ・ワクチン・予防接種の関係（8頁等）
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」の関係（10頁等）
- ・クラスター対策の強化（歓楽街、外国人支援等）（21頁等）
- ・医療機関、高齢者施設等への積極的な検査（27頁等）
- ・偏見・差別等への対応関係（30頁等）

特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡  
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る  
留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三（3）2）に基づき、2月7日までの間における催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物に

については、9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

## ②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

## ③その他留意事項

上記の①及び②については、以下のとおり取り扱うこと。

- 新しい目安は、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。
- 具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア 1月7日時点でチケット販売開始後の催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

1月7日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 1月7日時点でチケット販売開始前の催物

- ・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

- ・ 上記周知期間後に販売開始されるもの

上記①及び②によること。

## (2) その他の都道府県

11月12日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

なお、特にステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、12月23日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。



## 2. 施設の使用制限等

### (1) 特定都道府県

#### ①特措法に基づく要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針ニ①及び②並びに三(3)3)を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。

##### (ア) 飲食店(第14号)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

##### (イ) 遊興施設(第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(次の②に示す施設を除く。)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

なお、後記②に示す施設(ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設)に該当する場合は、営業時間要請の対象にしないこと。

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

#### ②①と同様の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)3)の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を促すこと。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)
- 集会場又は公会堂(第5号)
- 展示場(第6号)
- 1000平米を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- 運動施設、遊技場(第9号)
- 博物館、美術館又は図書館(第10号)

- 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設（第11号）
- 1000平米を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）（第12号）

また、劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場（第9号）及び博物館、美術館又は図書館（第10号）については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

なお、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、施設の使用制限等の要請等を行わないこと。

- 学校（第1号）
- 保育所、介護老人保健施設等（第2号）
- 大学等（第3号）
- 生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるもの）の物品販売業を営む店舗（第7号）
- 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）
- サービス業を営む店舗のうち、生活必需サービスを営む店舗（第12号）
- 学習支援業を営む施設（第13号）

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

③ 上記の②の働きかけについては、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。

## （2）その他の都道府県

各都道府県は、5月25日付け事務連絡4.（1）、7月8日付け事務連絡3.、7月17日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施すること。



(3) 飲食店等に対する営業時間短縮の要請等に対する協力等

基本的対処方針二①及び②並びに三(3)3)の趣旨を踏まえ、関係府省庁におかれては、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知されたい。

- ・ 自治体から営業時間短縮の要請等がなされた場合には、その要請に従っていただくこと
- ・ 自治体からの営業時間短縮の実態把握等が行われた場合には、ご協力いただくこと

## イベント開催時の必要な感染防止策①

## (1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求め。</li> <li>* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。</li> </ul>
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> <li>* 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)</li> <li>* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)</li> </ul>

## (2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)</li> <li>* マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</li> <li>* 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)</li> </ul>
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こまめな手洗の奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避</li> <li>* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。</li> <li>・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</li> <li>・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)</li> </ul>

# イベント開催時の必要な感染防止策②

## (2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> <li>・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）</li> </ul>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励</li> <li>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li> <li>・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表</li> </ul>

## (3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談</li> <li>・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

## 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
- 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強かに推進する。)

<施設利用関係>

施設の種類	施設	今回の緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

<イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛する。
- 成人式はオンライン・延期を呼びかける。
- イベント開催要件の厳格化及び飲食店以外の施設への働きかけは、遅くとも1月12日には実施する。

## 緊急事態措置以外の対応

### <施設利用関係>

施設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"> <li>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供</li> <li>-人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること</li> </ul>
博物館、美術館又は図書館	の働きかけ
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ</li> </ul>
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

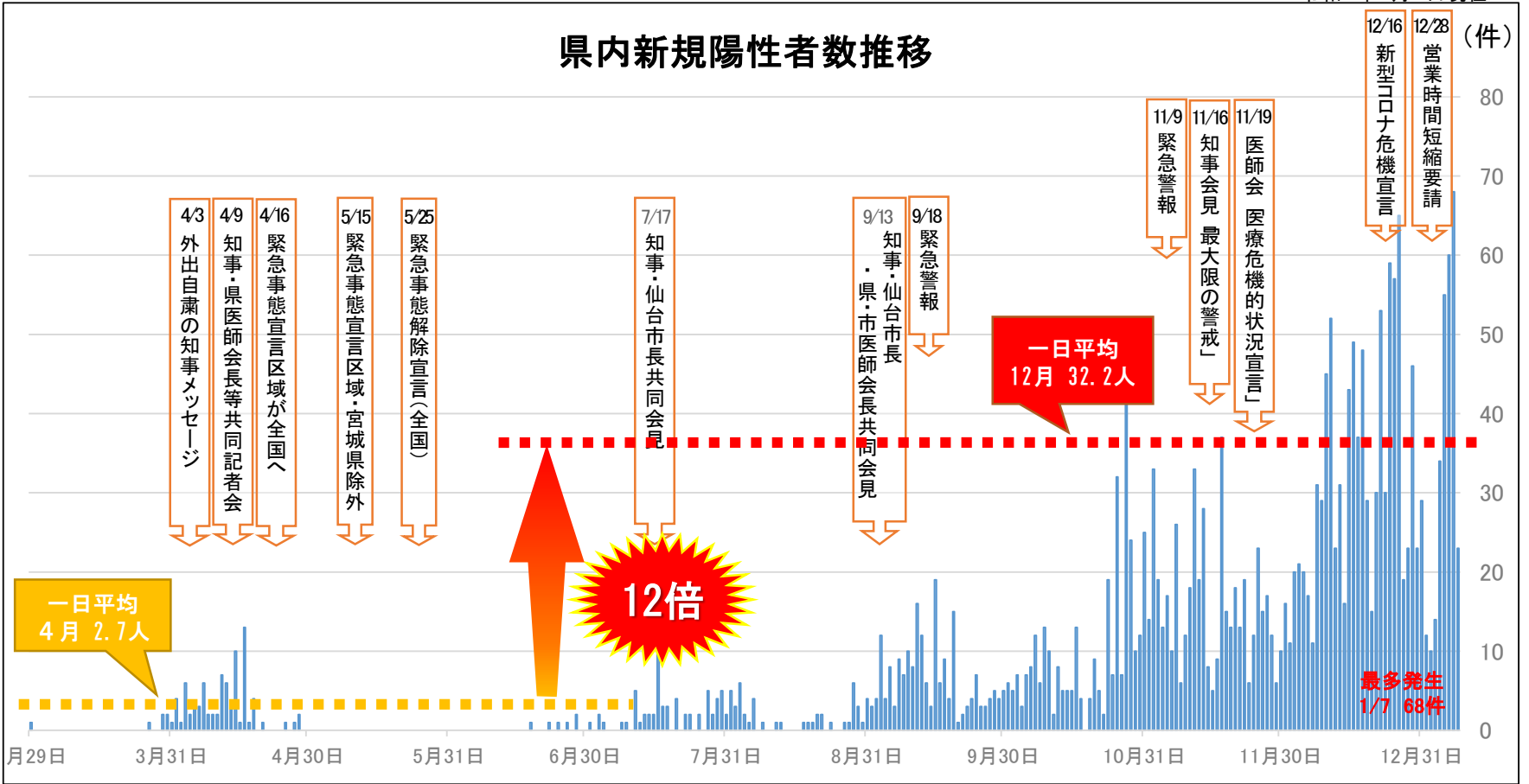




# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等 (1)

令和3年1月8日現在

## 県内新規陽性者数推移

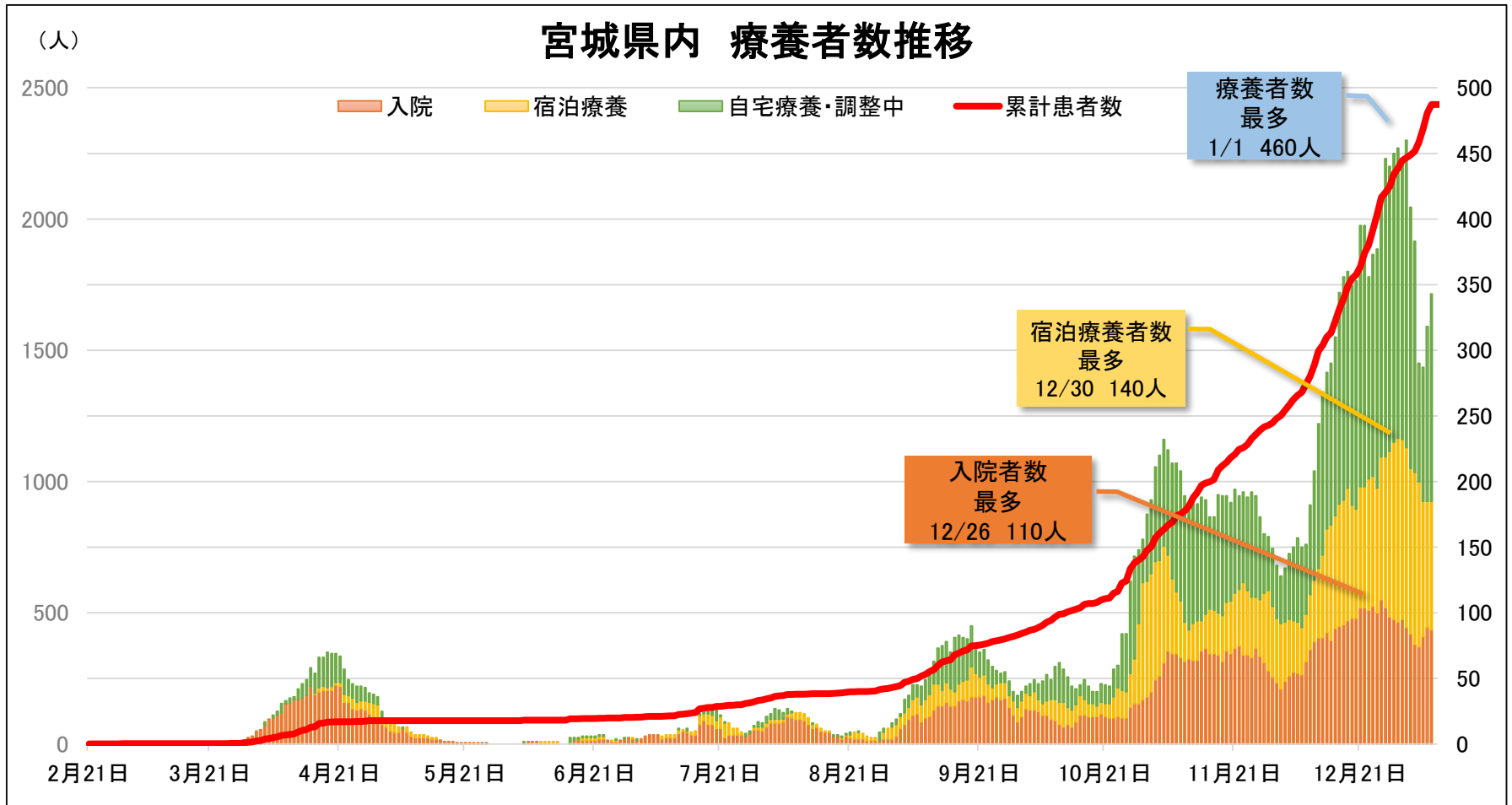


	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
県内患者新規発生数	1	6	81	0	6	66	48	199	321	486	998	276	2,488
一日当たり	1.0件/日	0.2件/日	2.7件/日	0.0件/日	0.2件/日	2.1件/日	1.5件/日	6.6件/日	10.4件/日	16.2件/日	32.2件/日	34.5件/日	7.7件/日
死亡者	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6	1	17

※県外確認、検疫所確認を除く  
※陽性判明日を基準に算定

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（2）

令和3年1月8日現在



合計	療養中				療養終了	死亡
	入院	宿泊療養	自宅療養	調整中		
2,488人	92人	100人	19人	188人	2,072人	17人

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（3）

令和3年1月8日現在

陽性者の内訳＜陽性者の現在の状況＞

		県発生患者		検疫所 確認患者	県外 確認患者	合計
			うち 仙台市分			
陽性者 総計		2,488人	1,653人	8人	2人	2,498人
内 訳	入院中	92人	64人	0人	0人	92人
	宿泊療養中	100人	56人	0人	0人	100人
	自宅療養中	19人	16人	0人	0人	19人
	療養・入院調整中	188人	148人	0人	0人	188人
	退院・療養解除	2,072人	1,359人	8人	2人	2,082人
	死亡	17人	10人	0人	0人	17人

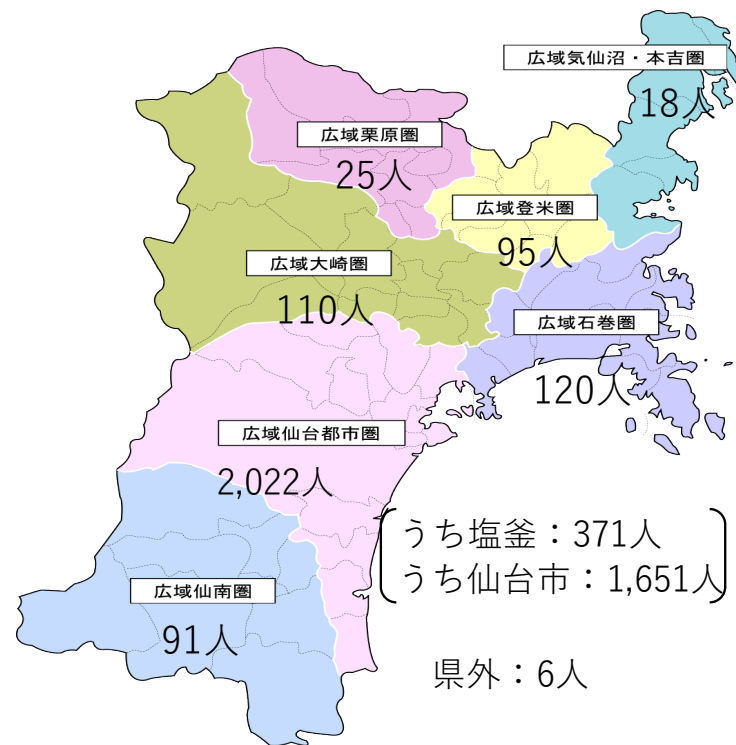
※数値は県・仙台市のHP公表最新値の合計

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等(4)

令和3年1月8日現在

<保健所管轄別陽性者数>

		人数
県保健所管内	仙南保健所管内	91人
	塩釜保健所管内	371人
	大崎保健所管内	110人
	栗原保健所管内	25人
	登米保健所管内	95人
	石巻保健所管内	120人
	気仙沼保健所管内	18人
仙台市	1,651人	
県外	6人	
非公表	1人	
総計	2,488人	



## 受入可能病床数

	受入可能病床	
	全入院者	うち重症者
時点	1/7	1/7
使用率	44.4%	46.7%
実績 (使用病床数)	87床	7床
母数 (受入可能病床数)	196床	15床

# 医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標(新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

項目	【医療提供体制】				【監視体制】	【感染の状況】			
	①病床のひっ迫具合				②療養者数 (対人口10万人)	③陽性者数※ /PCR検査件数 (最近1週間)	④直近1週間の陽性者数 (対人口10万人)	⑤直近1週間とその前1週間の比	⑥感染経路不明な者の割合
	全入院者		重症患者						
	確保病床 使用率	確保想定 病床使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	確保想定 病床使用率 【重症患者】					
指標値	25.2%	19.3%	16.3%	10.8%	14.9人	11.2%	6.7人	0.7	12.5%
ステージⅢの指標	25%	20%	25%	20%	15人	10%	15人	1	50%
ステージⅣの指標		50%		50%	25人	10%	25人	1	50%

(参考1) 指標値算出のための実績値等

時点	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/1 ~1/7	1/1 ~1/7	1/1 ~1/7 12/25 ~12/31	12/26 ~1/1
実績	87床	87床	7床	7床	343人	94人※	154人	154人	25人
母数	345床	450床	43床	65床	2,306千人	839人	2,306千人	230人	200人

※陽性率を算出するための陽性者数については、行政検査による陽性判明者数としている



# クラスター発生事例

## 事例別件数

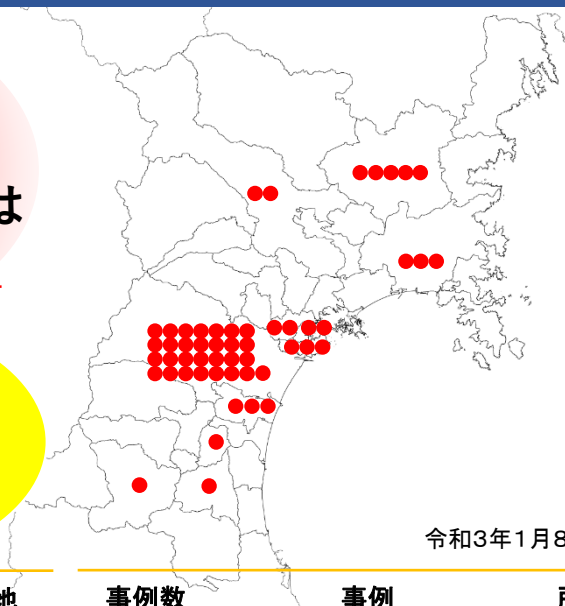
- ・接待を伴う飲食店(13)
- ・高齢者施設(11)
- ・酒類提供飲食店(10)
- ・飲食店(5)
- ・学校(3)
- ・保育施設(1)
- ・英会話教室(1)
- ・医療機関(1)
- ・児童関連施設(1)
- ・専門学校(1)
- ・自治体庁舎(1)
- ・遊興施設(1)
- ・工場(1)
- ・宿泊業(1)

## 所在地別件数

- ・仙台市(29)
- ・登米市(5)
- ・名取市(3)
- ・多賀城市(3)
- ・石巻市(3)
- ・塩竈市(2)
- ・利府町(2)
- ・大崎市(2)
- ・角田市(1)
- ・白石市(1)
- ・柴田町(1)

11市町で  
合計52事例  
特に11月以降は  
34事例と多発

12月以降  
接待を伴う飲食店  
酒類提供飲食店  
で増加



令和3年1月8日現在

事例数	事例	所在地
4月(3)	1 酒類提供飲食店	仙台市
	2 英会話教室	仙台市
	3 保育施設	仙台市
5月(0)		
6月(0)		
7月(2)	4 接待を伴う飲食店	仙台市
	5 飲食店	仙台市
8月(1)	6 高齢者施設	仙台市
9月(6)	7 酒類提供飲食店	仙台市
	8 酒類提供飲食店	多賀城市
	9 接待を伴う飲食店	塩竈市
	10 接待を伴う飲食店	多賀城市
	11 飲食店	塩竈市
12 接待を伴う飲食店	多賀城市	

事例数	事例	所在地
10月(6)	13 接待を伴う飲食店	仙台市
	14 医療機関	利府町
	15 接待を伴う飲食店	仙台市
	16 児童関連施設	利府町
	17 専門学校	仙台市
	18 高齢者施設	仙台市
11月(14)	19 高齢者施設	大崎市
	20 自治体庁舎	仙台市
	21 酒類提供飲食店	名取市
	22 飲食店	仙台市
	23 接待を伴う飲食店	名取市
	24 遊興施設	石巻市
	25 学校	名取市
	26 学校	石巻市
	27 高齢者施設	仙台市
	28 高齢者施設	角田市
	29 高齢者施設	仙台市
	30 酒類提供飲食店	仙台市
	31 学校	白石市
	32 高齢者施設	仙台市

事例数	事例	所在地
12月(19)	33 工場	石巻市
	34 酒類提供飲食店	仙台市
	35 接待を伴う飲食店	仙台市
	36 飲食店	登米市
	37 接待を伴う飲食店	仙台市
	38 宿泊業	大崎市
	39 高齢者施設	仙台市
	40 接待を伴う飲食店	仙台市
	41 酒類提供飲食店	仙台市
	42 酒類提供飲食店	登米市
	43 接待を伴う飲食店	仙台市
	44 高齢者施設	登米市
	45 高齢者施設	仙台市
	46 接待を伴う飲食店	仙台市
	47 酒類提供飲食店	柴田町
	48 飲食店	登米市
	49 医療機関	仙台市
	50 酒類提供飲食店	仙台市
	51 接待を伴う飲食店	仙台市
1月(1)	52 高齢者施設	登米市



# 外出の自粛要請について

期間：令和3年1月9日から令和3年2月7日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、**特定都道府県(※)への不要不急の移動は避ける**ようお願いします。

**特定都道府県以外の地域への移動については、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断**をするようお願いします。

※特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）

令和3年1月8日時点：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県



## 第 2 期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和 3 年 1 月 12 日（火） 午後 10 時から 令和 3 年 1 月 27 日（水） 午前 5 時まで
2 対象施設	（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設） ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に 該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
3 対象区域	仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目 （定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域）
4 要請内容	午前 5 時から午後 10 時までの時間短縮営業

※ 2～4 は、令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 12 日までの要請内容と変更ありません。

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540

受付時間 毎日 9:00～17:00



# 営業時間短縮の対象区域





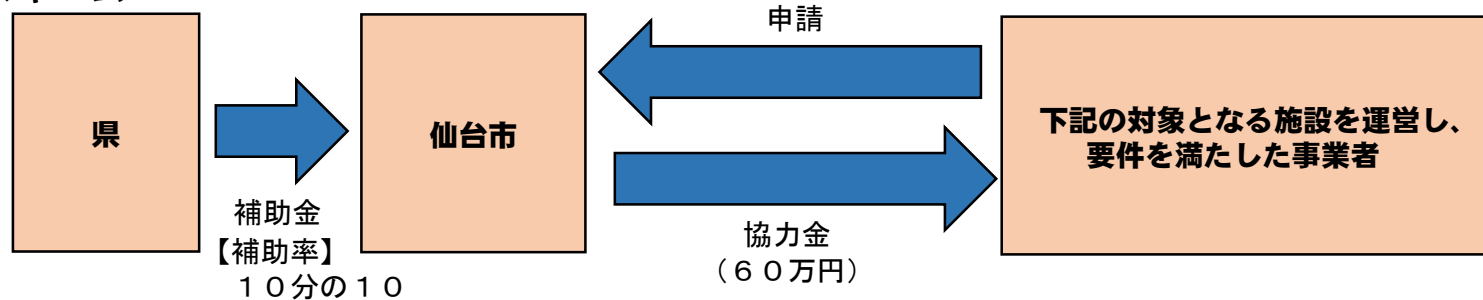
# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（1月12日午後10時～1月27日午前5時実施分）

仙台市青葉区国分町2丁目及び一番町4丁目を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年1月12日（火）午後10時から同月27日（水）午前5時までの間、午前5時から午後10時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり60万円

◎実施スキーム



## 【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

### ①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

## 【対象となる要件】

◎令和3年1月11日(月)以前から開業しており、令和3年1月12日(火)午後10時から1月27日(水)午前5時の期間中に午前5時から午後10時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※ 前回の要請(12/28～1/12)への協力の有無は不問

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等



令和 3 年 1 月 9 日  
経済商工観光部

## せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン及び 仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンの一時停止の延長について

国の Go To トラベル事業の全国的な一時停止について、1 月 7 日（木）に一時停止期間の延長が発表されたことを受け、同様に実施していた、本キャンペーンの取扱いについて、以下の措置を講じることとしました。

### 1 新規・既存予約の取扱い

令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月）まで実施していた本キャンペーンの一時停止期間について、1 月 1 2 日（火）から、令和 3 年 1 月 3 1（日）チェックアウト分まで、本事業を利用した宿泊についても、本事業の適用を引き続き一時停止とします。

#### ・一時停止期間

変更前 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 1 1 日（月）

変更後 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 3 1 日（日）チェックアウト

### 2 キャンセルの取扱い

既に予約済みの本事業を利用した旅行について、1 月 1 7 日（日）までの間無料でキャンセル可能とします。（利用者のキャンセル料負担はなし）

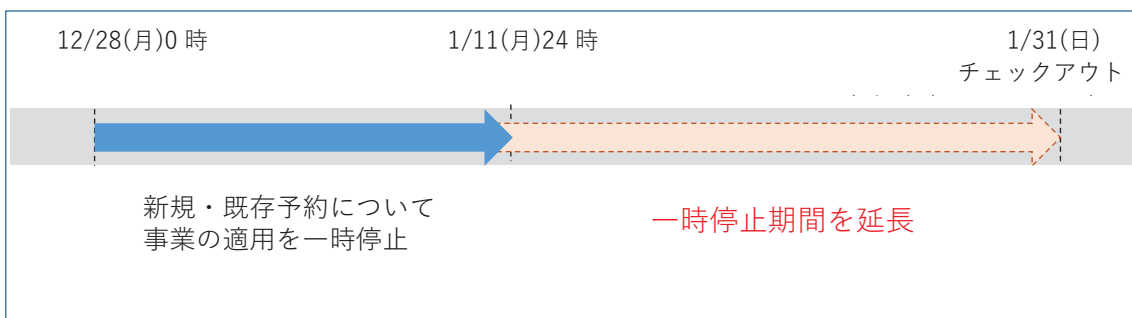
#### 【キャンセル料の負担】

国の Go To トラベル事業に参加していない宿泊事業者（プラン）にあつて、上記の措置により既存予約のキャンセルを受けた参加事業者に対して、1 人泊当たり旅行代金の 5 0 %（上限 5, 0 0 0 円／人泊<sup>※2</sup>）に相当する額を、本事業の予算で負担します。

※1 1 月 1 2 日（火）から 1 月 3 1 日（日）の期間中の宿泊に係る予約であつて、1 月 9 日（土）午後 1 2 時までに予約されていたものに限る。

※2 1 旅行連泊の場合、1 人当たり合計 1 万円を上限とする

※3 Go To トラベル事業に参加している宿泊事業者（プラン）にあつては、国から負担されることとなりますので県では負担しません。





令和 3 年 1 月 9 日  
経 済 商 工 観 光 部

## G o T o イートキャンペーン事業の取扱いについて

G o T o イートキャンペーン事業に係る 1 月 1 2 日以降の取扱いについて、県内の感染状況等を踏まえ、下記のとおり農林水産省あて要請することとしました。

G o T o イートキャンペーン事業について、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から令和 3 年 1 月 1 1 日まで要請している以下の運用を、令和 3 年 1 月 1 2 日から令和 3 年 1 月 2 6 日まで延長するよう要請する。

なお、現場に混乱を招かないよう、関係事業者との調整及び飲食店・利用者への周知等に万全を期すようお願いする。

- ・ 食事券の販売を停止する。
- ・ 販売された食事券及び付与されたポイントの利用を控えるよう利用者へ呼びかける。

### 【参考：事業の概要・状況】

- ・ 発行予定数量 1 4 0 万冊
- ・ 販 売 状 況 約 6 5 万冊 (約 4 6 %) ※令和 3 年 1 月 5 日現在
- ・ 食 事 券 内 容 1 シート 1, 0 0 0 円券 × 5 枚 = 5, 0 0 0 円  
4, 0 0 0 円で購入 (プレミアム分 2 5 %)
- ・ 購 入 上 限 1 人 1 回 あたり 購入 価格 2 0, 0 0 0 円 (5 シート) まで
- ・ 販 売 期 間 令和 2 年 1 1 月 1 6 日 ~ 令和 3 年 1 月 3 1 日  
(令和 3 年 2 月 末 まで 延 長 予 定)
- ・ 利 用 期 間 令和 2 年 1 1 月 1 6 日 ~ 令和 3 年 3 月 3 1 日  
(令和 3 年 6 月 末 まで 延 長 予 定)
- ・ 参 加 飲 食 店 約 3, 9 0 0 店 舗 の 登 録 あり ※令和 2 年 1 2 月 2 8 日 現 在
- ・ 販 売 窓 口 県 内 約 2 5 0 か 所



## 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

※下線部は 12/23 時点からの変更箇所

## 1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 R3/1/7 版）

	感染者	うち死亡者	備 考
海外の国・地域	86,926,299	1,880,137	・190 カ国・地域
日 本	258,393	3,791	・うち, チャーター便帰国者 15 名 ・うち, 空港検疫 1,966 名
そ の 他	721	15	・国際輸送案件（クルーズ船外）
合 計	87,185,413	1,883,943	

## 2. 県内の状況

## (1) 患者数等

① 確定患者・・・2,488 名（R3/1/8 時点）

② 療養者等（R3/1/8 時点）

計	入院中	宿泊療養中	自宅療養中	調整中	退院・療養解除	死亡
2,488 名	92 名	100 名	19 名	188 名	2,072 名	17 名

③ 行政検査数・・・25,563 件（2/1～R3/1/7 判明分）

## (2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

① 2/21 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者 1 名（無症状病原体保有者）を県内感染症指定医療機関において入院を受入（60 代男性 1 名）。3/2 退院基準を満たし退院

## ② 下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

2/19 下船	5 名
2/20 下船	2 名
2/21 下船	2 名
計	9 名

・うち 1 名は、上記（1）①の確定患者 No. 1。3/10 退院  
 ・うち 1 名は、上記確定患者の濃厚接触者。3/14 PCR 検査陰性  
 ・うち 7 名は、下船後 14 日間、管轄保健所において毎日電話による体調確認の後、PCR 検査を実施。7 名全員が陰性

## (3) 検疫所検査（R3/1/8 時点）

総計	入院中	宿泊施設療養中	自宅療養中	退院・療養解除	死亡	調整中
8 名	0 名	0 名	0 名	8 名	0 名	0 名

※退院・療養解除のうち 1 名は上記（2）①の患者。



### 3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

#### (1) WHO（世界保健機関）の対応

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表（1/31）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名（2/11）
- ・世界的危険度（4段階）を最高レベルの「非常に高い」へ引き上げ（2/28）
- ・「パンデミック（世界的な大流行）」を宣言（3/11）

#### (2) 国の対応

##### ①法令関係

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/7 施行）
- ・感染症法による入院措置・公費負担等の対象として無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定、2/14 政令施行）
- ・検疫法による隔離・停留を可能とする措置を講ずる（2/13 閣議決定、2/14 政令施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（新型コロナウイルス感染症を対象に追加）（3/14 施行）
- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令改正（入院の勧告・措置対象者の変更）（10/14公布・10/24施行）
- ・予防接種法及び検疫法改正（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を予防接種法に基づく臨時接種に位置付け、検疫法による隔離・停留措置規定の期間延長を可能とする）（12/9公布・12/9施行）

##### ②会議開催関係

- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（1/30、3/26～特措法に基づく政府対策本部として運用）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」開催（2/7、2/10、7/14、7/30、8/6、8/24、9/2、9/10、9/24、10/13、10/22、10/28、11/11、11/19、11/24、12/3、12/10、12/16、12/22、R3/1/6）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」開催（2/16～6/19 全 17 回）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会」開催（7/6、7/16、7/22、7/31、8/7、8/21、8/24、9/4、9/11、9/25、10/15、10/23、10/29、11/9、11/12、11/20、11/25、12/11、12/23、R3/1/5）

##### ③緊急事態宣言

- ・7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を対象に特措法に基づく緊急事態を宣言（期間：4/7～5/6）（4/7）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大（4/16）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長（5/4）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）に変更（5/14）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を5道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に変更（5/21）
- ・緊急事態解除宣言（5/25）
- ・4都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を対象に特措法に基づく緊急事態宣言（期間R3/1/8～2/7）（R3/1/7）

#### ④基本方針・提言関係

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」決定（2/13）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」決定（3/10）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定（3/28），改正（4/7，4/11，4/16，5/4，5/14，5/21，5/25，R3/1/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」（3/19，4/1，4/22，5/1，5/4，5/14，5/29）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定（4/7，4/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」（今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について外）（8/7，8/24，9/11，9/25，10/15，10/23，10/29，11/9，11/12，11/20，11/25，12/11，R3/1/5）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」決定（8/28）
- ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定（12/8）

#### ⑤その他

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18時開設，2/7からフリーダイヤル化）
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出（2/17，5/8）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出（2/20）
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出（2/21）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出（2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）（2/28）
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始（3/6）
- ・新学期からの学校再開についての新たなガイドライン（文部科学省）（4/1）
- ・レムデシビル製剤の承認（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症抗原検査キット（富士レビオ社）の承認（5/13）
- ・抗体保有調査の実施（東京都，大阪府，宮城県）（6/1～6/7）
- ・PCR 検査の検体として唾液が追加（6/2）
- ・新型コロナウイルス感染症診断薬（富士レビオ社）の承認（6/19）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のリリース（6/19）
- ・無症状者の唾液を用いたPCR検査等の承認（7/17）
- ・PCR検査（有症状者に限る）及び抗原検査の検体として鼻腔ぬぐい液が追加（10/2）

#### ⑥検疫関係

（仙台空港関係）

- ・仙台空港検疫所では，サーモグラフィーによる計測を実施（36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認）。健康カードを配布し感染防止対策を強化（1/25～）
  - ・国際線機内において，健康カードと質問票（湖北省など滞在歴や健康状態を確認）を配布し対策を強化
- ※現在，国際線については，全て運休中のため，上記措置は実施していない

（港湾関係）

- ・仙台出入国在留管理局が旅券，滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

#### 4. 県の対応

##### (1) 緊急事態措置等

###### ① 緊急事態措置

宮城県全域を対象区域として以下の措置を実施

	緊急事態措置の内容（根拠条文）	措置の期間
1	外出の自粛要請 （法第 45 条第 1 項）	4 月 17 日から 5 月 6 日まで
2	催物の開催自粛の要請 （法第 24 条第 9 項）	4 月 17 日から 5 月 6 日まで
3	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等 （法第 24 条第 9 項）	4 月 25 日から 5 月 6 日まで
4	商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請（法第 24 条第 9 項）	4 月 24 日から 5 月 6 日まで
5	施設の使用停止要請及び要請した旨の公表 （法第 45 条第 2 項及び第 4 項）	4 月 29 日から 5 月 6 日まで
6	外出の自粛要請等 （法第 24 条第 9 項）	5 月 7 日から 5 月 14 日まで
7	催物の開催自粛の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 7 日から 5 月 14 日まで
8	施設における感染防止対策の徹底の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 7 日から 5 月 14 日まで
9	職場における感染防止対策等に係る取組の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 7 日から 5 月 14 日まで

###### ② 特措法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請

宮城県全域を対象区域として以下の協力の要請を実施

	要請の内容（根拠条文）	要請の期間
1	外出について（県民向け）の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 15 日から 5 月 25 日まで
2	職場における取組について（事業者向け）の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 15 日から 5 月 25 日まで
3	催物（イベント等）開催について（催物主催者向け）の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 15 日から 5 月 25 日まで
4	施設における取組について（施設管理者向け）の要請 （法第 24 条第 9 項）	5 月 15 日から 5 月 25 日まで
5	接待を伴う飲食店、その他酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請（法第 24 条第 9 項） 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請（法第 24 条第 9 項）	7 月 20 日から 当面の間

仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目を対象区域として以下の協力の要請を実施

1	接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第 24 条第 9 項）	12 月 28 日 午後 10 時から R3 年 1 月 12 日 午前 5 時まで
---	---	---

③特措法に基づかない協力の要請

	要請の内容	要請の期間（段階的緩和）
1	外出等における感染防止対策の協力要請	ステップ0:5月26日から5月31日まで
2	職場における感染防止対策の協力要請	ステップ1:6月1日から6月18日まで
3	催物（イベント等）開催制限等について	ステップ2:6月19日から7月9日まで
4	施設における感染防止対策の協力要請	ステップ3:7月10日から7月31日まで 移行期間後:8月1日から9月18日まで 9月19日から11月30日まで 12月1日から2月28日まで

(2) 庁内情報連絡体制の整備

- ①「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（1/27）
- ②「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」開催（1/27, 2/21, 2/29, 3/26, 4/9, 4/17, 4/21, 5/5, 5/15, 5/26, 7/13, 7/31, 8/31, 9/16, 11/4, 11/30, 12/23）（3/26～は危機管理対策本部会議と併催）
- ③「新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会」開催（1/31, 4/27, 6/18, 11/27, 12/11）
- ④「情報連絡員会議」開催（1/24, 1/29, 2/7, 2/14, 2/21, 2/28, 3/6, 3/13）
- ⑤イントラネット等による情報共有（1/16～）
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部」設置（2/21）、会議の開催（2/25～）

(3) 対応方針

- ・「宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針」を決定（7/13）

(4) 外部有識者との連携

- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議（1/29, 3/27, 5/21, 6/5, 7/16, 7/22, 7/31, 9/16, 10/29）

(5) 県民等への周知・相談体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）の開設（2/4～）  
「受診・相談センター」に名称を変更（11/5）  
電話番号：022-211-3883  
022-211-2882 ※回線数を段階的に拡充（4/1, 4/4, 4/5）  
※多言語対応開始（5/18～）

相談件数 94,355 件（R3/1/7 対応分まで延べ相談件数）

- ②記者会見や県ホームページでの周知・注意喚起
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ（4/3）
  - ・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）
  - ・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）
  - ・東北・新潟緊急共同宣言（知事と仙台市長の共同記者会見）（4/24）
  - ・東北・新潟共同メッセージ（知事と仙台市長の共同記者会見）（5/8）
  - ・過去最多の患者発生を受けて知事から県民の皆様への緊急の呼びかけ（7/16）
  - ・知事と仙台市長からの緊急メッセージ（共同記者会見）（7/17）
  - ・お盆休みにおける帰省等に関する知事から県民の皆様へのお願い（8/6）
  - ・知事と仙台市長からの共同メッセージ（9/10）
  - ・知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長による緊急共同記者会見（9/13）
  - ・仙台市及び2市2町（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町）緊急要請（接待を伴う飲食

- ・ 店・酒類提供飲食店への協力要請及び県民への要請) (9/16)
- ・ 新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表 (9/19~9/22) (9/18)
- ・ 催物の主催者が存在しない季節の行事における感染防止等の徹底のお願い (10/27)
- ・ 新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表 (11/9)
- ・ 知事から県民の皆さんへの呼びかけ (11/16)
- ・ 宮城県新型コロナ危機宣言 (知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長) (12/16)
- ・ 宮城県知事及び仙台市長による共同記者会見 (12/23)
- ③ 県民向けチラシ作成 (日本語・中国語・英語版・韓国語)
- ④ 緊急事態宣言相談ダイヤルの開設 (4/18~5/29)  
相談件数 8,851 件 (5/29 対応分まで延べ相談件数)
- ⑤ みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤルの開設 (10/12~)
- ⑥ 時短要請相談窓口 (コールセンター) の開設 (12/23~)

## (6) 医療体制の確保

- ・ 県内感染症指定医療機関及び入院協力医療機関 199 床 (R3/1/5 現在確保病床)
- ・ 帰国者・接触者外来 (40 力所)  
※仙台市内においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施 (4/21~)
- ・ 帰国者・接触者相談センター (7 保健所 2 支所)  
※仙台市も帰国者・接触者相談センターを設置
- ・ 宮城県感染症ネットワーク会議 (行政及び感染症指定医療機関等) (2/6)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 (医療機関向け) セミナーの開催 (2/6)
- ・ 県内の一般診療体制に係る打合せ (県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長) (2/25)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る県内主要病院長会議 (3/31, 5/29, 11/17, 12/10) (入院受入に係る WEB 会議 8/6, 8/25)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 (仮称) の設置に係る関係者打合せ (4/6)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置 (4/9)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議 (4/10, 4/15)
- ・ 宮城県救急医療情報システムで毎日の入院受入可能病床を一元的に把握 (4/15~)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 WEB 会議 (4/21, 4/23, 4/30, 7/10, 7/16, 10/30)
- ・ 軽症者の宿泊療養施設への受入 (4/16~)
- ・ 宿泊療養施設の軽症者を対象とした「こころの相談電話専用ダイヤル」を仙台市と設置。宿泊療養施設従業員, 支援に従事した自治体職員の相談にも対応 (4/16~)
- ・ 「みやぎアラート」の運用 (7/13~11/4)
- ・ 一般社団法人日本旅行業協会東北支部と「新型コロナウイルス感染症の軽症者等受入れ施設の提供に関する協定」を締結 (8/4~)
- ・ 地域外来・検査センター (4 か所) (栗原圏域 10/5~, 大崎圏域 10/12~, 亶理郡 12/7~, 石巻圏域 12/24~)
- ・ 診療・検査医療機関の指定 (10/1~) 県内 510 医療機関 (R3/1/7 現在)
- ・ 新型コロナ総合調整チームの設置 (11/9)
- ・ 宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部の設置 (12/10)

## (7) 検査体制の整備

- ・ 保健環境センターにおけるウイルス検査の実施 (1/30 19 時~)  
※仙台市衛生研究所においても検査を実施
- ・ 宮城県医師会健康センターにおける検査の実施 (3/11~)

- ・PCR検査の保険適用に伴う医療機関向け説明会開催（3/10）
- ・宮城県PCR検査等調整会議開催（3/27, 7/9）
- ・県内におけるPCR検査可能件数 400件/日（最大）

#### （8）県内の医療資材の供給支援

- ・医療資機材調整チームの設置（4/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療資機材提供のお願いについて」を広報（4/23）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関・社会福祉施設に対する衛生物資供給支援について」を広報（4/27）
- ・【緊急支援第一弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資の供給支援を実施（5/1）
- ・【緊急支援第二弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資供給支援を実施（5/15～）  
マスク：400万枚，ガウン：月5万枚，フェイスシールド：週3千枚
- ・県内医療機関及び社会福祉施設等への物資供給実績（主なもの）（12/28現在）  
マスク：約1,300万枚，医療用マスク：約40万枚，フェイスシールド：約70万枚  
ガウン：約190万枚，検査用手袋：約1,090万枚
- ・第二波等に備えてマスク等の衛生物資を備蓄（6月～）  
マスク：約1,000万枚，医療用マスク：約10万枚など，

#### （9）国への要望等

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（2/21）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望（全国知事会）（3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」要請活動（全国知事会）（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言（全国知事会）（3/25）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（全国知事会）（3/30）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（全国知事会）（4/8）
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（4/23, 4/30）
- ・緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）（全国知事会）（5/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（5/13）
- ・雇用調整助成金等に係る緊急提言（全国知事会）（5/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言（全国知事会）（5/20）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（5/22）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言（全国知事会）（5/25）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ（全国知事会）（5/28）
- ・地方税財源の確保・充実等に関する提言ほか（全国知事会）（6/4）
- ・「GoTo キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言（全国知事会）（6/29）
- ・知事による関係省庁等への新型コロナウイルス感染症に関する要望活動（宮城県）（7/1, 7/2）
- ・「GoTo トラベル事業」の実施に係る緊急提言（全国知事会）（7/10）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（7/19）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（8/8）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済の活性化に向けた緊急提言（全国知事会）（9/11）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（9/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化に関する決議（北海道東北地方知事会）（10/29）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言ほか（全国知事会）（11/5）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（全国知事会）（11/23）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う大学受験等の機会の確保に関する緊急提言（全国知事会）（12/18）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（全国知事会）（12/20）
- ・新型コロナウイルス等緊急事態宣言を受けた緊急提言（全国知事会）（R3/1/9） 等

#### (10) まん延防止

- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」決定（2/27）一部改正（2/29, 3/30, 5/5, 5/15, 5/26, 7/31, 8/31, 9/16, 11/30）
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣（4/2～）
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者との会議（4/2, 4/8, 4/10, 4/17, 4/24, 5/11, 9/11, 9/14, 10/13, 10/19, 12/21）
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者による保健所職員向け研修会（4/28）
- ・外出自粛に伴う県施設の体制についての基本方針（4/9）
- ・使用制限対象施設の整理（4/9）
- ・保健所（支所）担当者会議（1/31, 4/24（WEB 会議））
- ・県施設の運営再開についての基本方針（5/15 更新）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準について仙台市と共同運用開始（7/27～）
- ・宮城県感染制御チームの派遣等（9/17, 9/18, 10/13, 10/14, 11/3, 11/21, 12/15）

#### (11) 各部局等における対応等

##### <総務部>

- ・関係機関（消防本部（局）、LPガス協会、宮城大学、私立学校等）への周知（随時）
- ・県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置、各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認（1/31）
- ・ラジオ（TBC, FM 仙台, コミュニティーFM）、新聞（河北, 中央4紙）による相談窓口等に関する県民向け広報の実施（2/14～）
- ・県政だよりでの相談・支援窓口等に関する県民向け広報の実施（5/1, 7/1, 9/1, 11/1, R3/1/1 発行）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知（2/19, 2/28, 4/8, 4/16, 11/11）
- ・職員の時差勤務制度の積極的活用の周知（2/27）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（各私立学校）（2/28）
- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について



通知（各私立幼稚園）（2/28）

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇の取扱いについて通知（2/28, 3/10, 3/24, 4/2）
- ・新型コロナウイルス感染症対応業務に係る週休日の振替期間の延長について通知（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る使手数料の返還措置等について各部署宛て通知（3/3, 3/25, 4/20, 6/25, 7/27, 8/31, 11/13）
- ・人事異動等に伴う職員の健康確認等の実施について通知（4/2）
- ・PCR検査のための検体採取等の支援について自衛隊に災害派遣（①4/4～6, ②4/13～15, ③4/20～5/1）を要請（①4/3, ②4/12, ③4/20）
- ・感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について通知（4/7）
- ・休憩時間の変更について通知〔11:30～, 12:30～を追加〕（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について通知（各私立学校）（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症発生時における県庁業務継続のための対応等について通知（4/7）
- ・公務研修所での研修を中止。ただし、新任職員研修は、5月中旬に各所属で実施（4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について通知（各私立学校）（4/13）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/13）
- ・感染が疑われる職員に自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について通知（4/14）
- ・正しい手洗いの方法に関するリーフレットを各階給湯室及びトイレに掲示（4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の消毒について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたWEB会議の実施について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について通知（4/20）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況における県庁業務継続について管理者メルマガで周知（4/20）
- ・県庁見学の受入停止（4/20～9/1）
- ・県政広報展示室（県庁18階）の一部利用を再開し、アルコール消毒液設置、注意喚起掲示（6/1～）
- ・特別定額給付金事業の実施について、市町村宛て周知（4/20）
- ・特別定額給付金事業の円滑な実施に向けて、市町村課内に「特別定額給付金支援チーム」を設置（4/20）
- ・特別定額給付金事業に係るホームページを立上げ（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた在宅勤務の実施について通知（4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたサテライトオフィス勤務の実施について通知（4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（4/30）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/30）
- ・県税の猶予制度の特例について周知（5/1）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付開始（5/1～）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応に

- ついて通知（各私立幼稚園）（5/7）
- 令和2年度当初予算の執行の見直しについて通知（5/8）
- 金融機関窓口以外での県税の納付について周知（5/11）
- 学校再開に向けた対応等について通知（各私立学校）（5/18）
- 自動車税種別割の徴収猶予特例の申請期限の周知（6/5）
- 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定（6/30）
- 新型コロナウイルス感染症対策として県有施設を利用制限する場合における使用料減免措置について各部長宛て通知（7/1）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る手数料免除（病院・診療所の開設、構造設備（病床等）の使用許可、衛生検査所（PCR検査所等）の登録等）に関する手数料条例施行規則の一部改正（9/23 公布）
- 県税の猶予制度ホームページへのQRコードを滞納整理強化月間ポスターに掲載（11/1）
- 年末年始の新型コロナウイルス感染症への対応について各所属長宛て通知（12/16）

#### <震災復興・企画部>

- 関係機関（東北電力（株）、県内ガス事業者、県内交通事業者等）への周知（随時）
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB会議）（4/10、4/22）
- 外出自粛要請前後における人口変動の分析（4/21～8/31）
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画策定に係る市町村支援（5/1～）
- 店舗等における感染拡大防止の取組を支援するアプリの提供（5/25～）
- 新型コロナウイルス感染症の影響による移動自粛等で経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者へ交付する「定時定路線・生活維持支援金」の申請受付実施（8/7～9/11）
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の制定及び同基金の造成（10/29）

#### <環境生活部>

- 関係機関（宿泊事業者、感染性廃棄物取扱事業者、県内水道事業者等）への周知（随時）
- 県ホームページで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（3/2）
- 県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について注意喚起（3/11）
- 県ホームページで「新型コロナウイルスの感染拡大に係るNPO法人の運営等について」の情報を掲載（4/13）
- インターネットカフェ等への休業要請に伴う代替施設としての宿泊施設の提供を事業者や関係団体に協力要請及び県ホームページで募集（4/21～5/1）、県ホームページで協力宿泊施設一覧を掲載し紹介（4/22～5/6）
- 県ホームページで特別定額給付金に関連した特殊詐欺等について注意喚起（4/23、6/10）
- 新型コロナ感染症対策に係る緊急事態宣言の期間延長に伴う意見交換会（5/8）
- 県ホームページで「新しい生活様式」に基づく消費行動について注意喚起（5/15）
- 県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくアルコール消毒製品の転売規制について注意喚起（5/25）
- ライブハウス関係者との意見交換会（6/10）
- 活動の自粛を余儀なくされた文化芸術活動の再開・継続を支援する「みやぎ文化芸術応援事業（トモシビ・プロジェクト）」の実施（7/8～）
- 知事によるライブハウス対応状況確認（7/9）
- 県フェイスブックで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（7/16）
- 飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組に関連し、建築物衛生法や食品衛生法による立入等を実施（7/31～）

- ・「感染防止対策実施中ポスター」（飲食店用）の Web 配信開始（8/3）
- ・活動の自粛を余儀なくされた県内の NPO 等を支援する「NPO 等における専門家相談支援事業助成金」の受付開始（8/4～2/8）
- ・「感染防止対策実施中ポスター」の対象業種拡大（一般小売店、サービス業等を追加）（8/17）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスク及びアルコール消毒製品の転売規制解除について周知（8/25）
- ・「感染防止対策実施中ポスター」の対象拡大（イベント向けを追加）（8/31）
- ・県ホームページ、フェイスブックで持続化給付金の不正受給の勧誘について注意喚起（10/2）
- ・県ホームページ、フェイスブックで特別定額給付金に関する偽メールについて注意喚起（10/16）
- ・カラオケ施設でのクラスター発生を受け、業界団体に対して改めて新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼（11/9）

#### <保健福祉部>

- ・関係機関（市町村、保健福祉事務所・保健所、社会福祉施設等）への周知（随時）
- ・仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・保健所の感染対策体制の確認（1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催（2/3, 2/12）
- ・診療体制確保のため、県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配布を決定（2/12）。順次配布（2/12～）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（2/28）
- ・県内初の感染者の確認を受け、福祉施設等における感染対策の徹底について、改めて周知（2/29）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について通知（3/2, 4/7, 4/13）
- ・社会福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の配布（随時）
- ・緊急小口資金等の特例貸付の実施について関係機関へ周知（3/10）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金等特例貸付）について、宮城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を窓口として、申請の受付を開始（3/25）労働金庫を取次窓口を追加（4/30）郵便局（一部）を受付窓口を追加（5/28）労働金庫、郵便局での受付が終了（9/30）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の財政支援等の市町村等への周知（3/10）
- ・LINE 公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」開始（3/30）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（4/8, 5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について各市町村へ周知（4/9, 5/12）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道東北地方知事会構成道県と厚生労働省の意見交換会（4/14）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（4/13）
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出（4/11, 4/13）
- ・住居確保給付金に係る支給対象が拡大されたことによる申請の受付が、生活困窮自立相談窓口で開始（4/20）
- ・保育所・放課後児童クラブ等の対応について、利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出（4/21）

- ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出（4/21）
- ・トヨタ自動車東日本株式会社から支援車両の無償借受（4/24, 5/1, 5/22）
- ・東北大学と富士通株式会社が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始（4/24）
- ・保健福祉部長・保健福祉事務所長等 WEB 会議の開催（4/30）
- ・「緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所・放課後児童クラブの対応について」発出（5/7）
- ・国民健康保険税を含む地方税について緊急経済対策における税制上の措置（徴収猶予の特例制度等）に関して市町村等に周知（5/8）
- ・助産師による妊産婦電話相談窓口の開設（7/1～）
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出（7/15）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関、高齢者福祉事業所、障害福祉施設等への慰労金・支援金の申請受付開始（7/22）
- ・介護事業所を対象とした感染症対策に関する研修会の開催（7/30～各圏域で実施）
- ・障害福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策相談窓口の設置（8/19～）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（令和2年12月31日まで）について市町村へ周知（8/19）
- ・「放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスへの対応について」発出（10/16）
- ・保育施設等の新型コロナウイルス感染症対策相談窓口の設置（11/4～）
- ・新型コロナウイルス感染予防の徹底について、高齢者福祉施設・介護保険事業所管理者へ周知（11/20）
- ・高齢者施設等への重点的な検査の徹底について、各介護・高齢者サービス事業所等管理者へ周知（11/20）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知（11/20）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（令和3年3月31日まで）について市町村へ周知（11/18）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて市町村へ通知（12/2）
- ・高齢者施設等への重点的な検査の徹底に関する関係団体の相談窓口について、障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知（12/7）
- ・診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金の受付開始（R3/1/8）

#### <経済商工観光部>

- ・関係機関（みやぎ工業会、商工会連合会、関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・大連事務所等を通じた情報収集
- ・外国人への情報発信、相談体制の整備
- ・県大連事務所の職員2名の帰国（2/8）
- ・中小企業等向け経営相談窓口の設置（2/18）
- ・金融機関に対して、中小企業者への柔軟な対応について依頼（2/25）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（2/26）
- ・県内経済団体等へ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について会員事業者及びその従業員等の関係者に対して周知するよう依頼（2/29）
- ・売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資（「セーフティネット資金（保

- 証4号・5号)・「災害復旧対策資金」により、円滑な資金調達を支援(3/2~)
- ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種の拡大(152業種→192業種)(3/6)
  - ・ 県ソウル事務所の職員1名の帰国(3/8)
  - ・ 県内企業に向け、感染防止のための取組促進を目的に、「新型コロナウイルス対応」のための職場で役立つWEBセミナーを公開(3/13)し、採用活動に関する内容を追加公開(4/3)
  - ・ 県制度融資「危機関連対策資金」の取扱いを開始(3/13)
  - ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種の拡大(192業種→508業種)(3/13)
  - ・ グループ補助金における高度化スキーム貸付の償還について、柔軟に対応(随時)
  - ・ 県制度融資(「セーフティネット資金(保証4号・5号)」及び「危機関連対策資金」利率の引き下げ(3/18)と保証料の引き下げ(3/23)を開始
  - ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種の拡大(508業種→587業種)(3/23)
  - ・ 市町村、県内経済団体(商工会、商工会議所等)、県制度融資取扱金融機関を対象とした「金融・雇用対策説明会」の開催(3/26)
  - ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種の拡大(587業種→738業種)(4/10)
  - ・ 県地方振興事務所・地域事務所を対象とした「新型コロナウイルス感染症に関する金融制度説明会」の開催(4/15)
  - ・ 駐仙台大韓民国総領事館から、N95マスク100枚、化学防護服50着の提供(4/17)
  - ・ 友好県省の中国吉林省に対し、大連事務所を通して医療用資材の支援を要請(4/2)し、同省から一般用マスク3万枚が到着(4/23)
  - ・ 台湾の経済団体「中華民国工商協進会」黄茂雄名誉会長(中華民国東亜経済協会理事長、東元集団会長も務められている)から医療用マスク1万枚が到着(5/1)
  - ・ 大連市政府から一般用マスク2万枚が到着(5/14)
  - ・ 県制度融資取扱金融機関、市町村、県内経済団体(商工会、商工会議所等)を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策説明会」の開催(4/27~4/28)
  - ・ 松島公園内(浪打浜公園)の遊具の利用休止(4/21~5/20)
  - ・ 松島公園駐車場の閉鎖による利用休止(4/29~5/6) ※松島町町営駐車場の閉鎖と併せて実施
  - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する市町村担当者会議を開催(4/28)し、市町村の担当窓口等を取りまとめて県ホームページに掲載(5/1)、県内市町村で順次申請受付(5/7~)・支給(5/12~)開始・全市町村受付終了(8/31)
  - ・ 実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始(5/1)
  - ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種を一部例外業種を除く全業種に拡大(5/1~)
  - ・ 県立高等技術専門校及び障害者職業能力開発校を4月10日から14日まで臨時休業(4/6)、同臨時休業期間を5月6日まで延長(4/14)、同5月10日まで延長(4/30)、同5月31日まで延長(5/7)
  - ・ 緊急事態宣言の解除を受け、感染拡大防止を図りながら、県立高等技術専門校は5月18日から再開、障害者職業能力開発校は5月26日から再開(5/15、5/26)
  - ・ 全国一律に行われている前期技能検定試験の中止(5/22)
  - ・ 県と東北労働金庫が提携し、中小企業勤労者向け「新型コロナウイルス対応生活応援緊急融資制度」を創設し、東北ろうきん県内各支店で融資受付開始(5/25~)
  - ・ 県内の商店街等の集客回復につながる取組や感染症対策に要する経費を補助する「商店街スタンドアップ支援事業」の受付実施(6/3~10/9)
  - ・ 雇用調整助成金等の上乗せ補助となる「宮城県雇用維持交付金」の申請受付開始(6/17)
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により経営がひっ迫している事業者の支援について、市町村の担当者を参集し、検討会議を開催(6/12)。その結果を踏まえ、市町村の事業者支援の取組を総合的に支援するために、「新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」を立ち上げ(7/27)

- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資上限額を 3 千万円から 4 千万円に引き上げ (6/15～)
- ・中小企業等の販路開拓・感染防止対策等を支援する「中小企業等再起支援事業」の受付実施 (6/22～7/8)
- ・「安心な観光地づくり推進事業」による一定基準を満たした宿泊施設へステッカー等を配布し新型コロナウイルス感染症対策の取組を見える化 (6/22～)
- ・「観光・宿泊・飲食事業者クラウドファンディング活用促進事業」によるクラウドファンディング支援者募集 (6/30～7/30)
- ・「観光宿泊プラン造成支援事業」による宮城県内在住者を対象とした県内で宿泊を伴う旅行をする場合の宿泊費 1 泊最大 5,000 円割引となる「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」を実施 (7/7～8/31)
- ・県内の観光客数の回復を図るため各観光団体等が実施する集客回復につながる取組や感染症対策に要する経費を補助する「観光事業者スタンドアップ支援事業」の実施 (7/9～)
- ・県内バス事業者が運行するバスを活用した県内日帰りツアーの造成支援として旅行者に対するバス運行費用等を補助する「日帰りバスツアー特別支援事業」の実施 (7/9～)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業者を雇用した事業者へ交付する「正社員雇用奨励金」の申請受付開始 (7/15～)
- ・中小企業等の販路開拓・感染防止対策等を支援する「中小企業等再起支援事業」の追加受付実施 (8/3～8/6)
- ・「安心な観光地づくり推進事業」による一定基準を満たした観光施設へステッカー等を配布し新型コロナウイルス感染症対策の取組を見える化 (8/3～)
- ・株式会社アスコエパートナーズの協力により「宮城県新型コロナウイルス感染症対策支援ナビ」を公開 (8/3～)
- ・高校生の向けの合同企業説明会について、新型コロナウイルス感染症感染防止を目的に、例年の集合形式では開催せず、特設のウェブページを作成 (8/4～3/31)
- ・「小規模宿泊事業者支援事業」による東北 6 県及び新潟県在住者を対象とした県内の小規模な宿泊施設の宿泊商品が 1 泊最大 5,000 円割引となる「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」を実施 (9/1～1/31)
- ・企業のテレワーク導入を促進するための「テレワーク導入促進事業」を実施 (9/9～)
- ・再就職に向けた若者応援 WEB セミナーを開催 (9/14～25, 10/14～23)
- ・就職活動に大きな影響が出ている新規大卒生等を対象とした WEB 合同企業説明会を開催 (10/27～30, 11/4～6)
- ・「みやぎ観光回復戦略」策定 (11/2)
- ・「観光宿泊プラン造成支援事業」による東北 6 県及び新潟県在住者を対象とした県内で宿泊を伴う旅行をする場合の宿泊費 1 泊最大 5,000 円割引 (8 名以上の団体旅行の場合は宿泊費 1 泊最大 5,500 円割引) となる「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第 2 弾を実施 (11/13～1/31)
- ・「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第 2 弾における団体需要喚起のための 8 名以上の団体旅行宿泊費 1 泊 500 円割引加算について社会情勢を考慮し当分の間一時停止 (11/25～)
- ・県内派遣元事業主に対し、派遣労働者の雇用維持等について要請 (11/30)
- ・県内経済団体 (県商工会連合会, 県中小企業団体中央会, 県商工会議所連合会, 県経営者協会, 県中小企業家同友会) に対し、新卒者等の採用維持・促進に向けた配慮について要請 (12/4)
- ・新たな生活様式への適応やデジタル変革を通じて新たな宿泊需要を創出するためビジネスモデルの転換等に要する施設改修等を補助する「宿泊施設ビジネスモデル転換支援事業」の実施 (12/18～)
- ・「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」及び「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第 2 弾について年末年始の国の GoTo トラベル事業の停止に合わせ予約・宿泊割引を一時停止

(12/28~R3/1/11)

<農政部>

- ・ 関係機関（ＪＡほか、関係団体等）への周知（随時）
- ・ 特定家畜伝染病防疫対策衛生資材（防護服・N95 マスク等）の提供について保健福祉部と調整（2/7）
- ・ 食料流通の状況，学校給食停止による影響等を関係団体から情報収集（随時）
- ・ 県主催イベント開催の中止，延期や縮小の対応。開催する場合も感染予防対策を実施（2/21～随時）
- ・ 「宮城県産の農畜産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載（3/5）
- ・ 工事現場等で患者発生時の連絡体制を構築（3/5～）
- ・ 工事又は業務の一部中止の申出があった場合の連絡体制を構築（3/2～）
- ・ 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（3/18）
- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（3/18）
- ・ 畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（3/18）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援。（4/10～）
- ・ 新型コロナウイルスの拡大に伴い，農業者の営農活動への影響が懸念されるため，県庁農業振興課，県内 7 カ所の地方振興事務所及び亘理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置。（4/3～）
- ・ 県立農業大学校を 4 月 8 日から 14 日まで臨時休業（4/6），同臨時休業期間を 5 月 6 日まで延長（4/10），同臨時休業期間を 5 月 10 日まで再延長（4/30），同臨時休業期間を 5 月 31 日まで再々延長（5/7），6 月 1 日から再開（感染防止対策実施）。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業について農業大学校へ通知（4/23）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う事業継続の要請について関係機関（卸売市場，ＪＡほか、関係団体等）へ周知（4/23）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の見直しと事業継続について関係機関（卸売市場，ＪＡほか、関係団体等）へ周知（5/7）
- ・ 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・ 畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（ＪＡほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・ 宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について及び緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う本県の対応について関係機関（卸売市場，ＪＡほか、関係団体等）へ周知（5/18）

<水産林政部>

- ・ 関係機関（水産業協同組合，森林組合，木材協同組合等）への周知（1/31～随時）

- ・水産物・林産物の流通状況の把握（魚市場，水産加工，小売関係事業者，森林組合，木材協同組合等）（3/2～随時）
- ・他国へ入港する遠洋鯉鮪漁船及び外国人乗組員確保等に関する情報等の把握（3/3～随時）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（2/28 通知，最大で 3/12 時点で工事 2 件，業務 10 件で一時中止措置。3/23 時点で全て再開）
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知（3/6 通知，3/25 時点報告なし）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（4/9 通知，4/9 時点工事 1 件で一時中止の申出）
- ・外国人技能実習生（水産加工，沿岸漁業）の確保等に関する情報の把握（4/3～随時）
- ・沿岸漁業の収入減少等に伴う融資等の情報把握（4/3～随時）
- ・会議・イベント等の開催方法の検討（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し，「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援（4/10～）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し，「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を設置（4/21～）するとともに，「漁業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援（4/27～）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知（4/23 通知，4/24 時点工事 1 件，業務 2 件で一時中止または延期措置を実施したが，6/1 から全て再開）
- ・宮城県における緊急事態措置について（適切な感染症防止対策について）通知（4/24，5/7 更新）
- ・不要不急の外出自粛に向けた漁港内での釣り自粛を周知（4/30～5/19）
- ・水産加工業ワンストップ相談窓口での水産加工・流通業者向け支援策の周知（4/30）
- ・「宮城県産の水産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載（5/1）

#### <土木部>

- ・関係機関（港湾事業者，空港関連事業者，建設業等関係団体，県営住宅管理団体，都市公園管理団体等）への周知（随時）
  - ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（2/28 通知，最大で 3/12 時点で工事 42 件，業務 17 件で一時中止措置。3/23 時点で全て再開）
  - ・学校の臨時休校に伴う技術者の育児休暇等の取扱いを通知（3/3 通知）
  - ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知（3/6 通知，4/7 時点報告なし）
  - ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知（4/17 通知，5/15 までに累計，工事 25 件，業務 20 件で一時中止措置。6/1 時点で全て再開）
  - ・県立都市公園（5 公園）の施設を利用休止（屋内施設 4/2～，屋外施設 4/11～，遊具 4/20～）
  - ・向洋海浜公園の駐車場の閉鎖（4/24～5/10）
  - ・県立都市公園の指定管理者及び公園利用者に対し感染拡大を防止するため，密集を作らない等，公園利用の仕方について周知徹底（4/24）
  - ・県立都市公園（加瀬沼，岩沼海浜緑地，仙台港多賀城地区緩衝緑地）の屋外施設（野球場，テニスコート等）を一部利用再開（5/11～）
  - ・県立都市公園（5 公園）の屋内施設（更衣室，シャワー室，研修施設）及び屋外施設（遊具，炊事場）を利用再開（5/18～）
- （仙台空港関係）
- ・仙台国際空港（株）が対策会議を開催し，各空港関係機関の対応状況について情報共有（2/27）
  - ・サーモグラフィーの設置（6/18）
  - ・仙台空港における感染症対策を強化するため，仙台国際空港（株）が行う対策強化に向けた取組を支援する「仙台空港感染症対策強化支援事業」を創設（7/31）
  - ・国際定期路線の維持及び早期再開を支援するため，グランドハンドリングに係る費用を助成する「仙台空港国際線路線再開支援事業」を創設（10/1）



- ・国際線再開のための受入体制整備に向け、仙台国際空港（株）が検討を進めている国際線旅客動線での感染防止対策について、東北医科薬科大学賀来特任教授による現場視察を実施（10/13）
- ・サーモグラフィーを3台追加設置（合計4台設置）（10/28）  
（港湾関係）
- ・仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区）港湾保安委員会を開催し、情報共有と連絡体制を確認（2/7）
- ・今年仙台塩釜港へ寄港が予定されていたクルーズ船13便（仙台港区8、石巻港区5）全ての運行が中止、今年度の再開予定もなし（R3/1/6時点）
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし（R3/1/6時点）
- ・自動車運搬船及びRORO船の国内定期船の運休情報はなし（R3/1/6時点）

#### <出納局>

- ・県公金取扱金融機関に対し窓口における感染予防及び柔軟な働き方の促進等について依頼（3/2）
- ・感染拡大防止に向け一時中止等を行った工事等に関する総合評価落札方式等における取扱いを通知（3/12）
- ・建設工事及び建設関連業務の入札参加資格審査等を対面審査から郵送による受付審査に変更（4/13）

#### <企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知（1/31）
- ・仙台港国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起（1/31）
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し、薬品、燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保（1/31）
- ・国が定める水道水質基準に基づき、適切な塩素消毒を実施しているため、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知（2/21）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（3/4、3/11時点で報告なし）
- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者を参集した新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、作業員・職員等が感染した場合の業務継続に向けた対応方針を確認及び情報共有（3/18）
- ・改めて、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効であることを周知するとともに、水道局を名乗り、「新型コロナウイルスが水道管に付いているので除去する」等の不審な電話があったと全国の消費生活センター等に複数寄せられていることから、ホームページ上で注意喚起（4/3）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（4/9通知、4/14時点工事1件で一時中止の申出）
- ・薬品を最大貯蔵とするよう、局内各事務所、水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者に指示（4/15）
- ・薬品の調達が困難となった場合に備え、代替の調達先を確認（4/15）
- ・浄水場等の作業従事者感染時に、長期間にわたる業務体制の変更となった場合の課題整理のため、優先業務を絞った3班編成等の勤務体制の試行を実施（4/20～5/6）
- ・上記の施行結果を踏まえ、勤務体制等の見直しを実施（6/22）
- ・自然災害や新型コロナウイルス感染症等により各業務の履行が困難になった場合を想定し、水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者との間で人員派遣等の相互支援協力に関する協定を締結（9/17）

#### <教育庁>

- ・関係機関（市町村教委，教育事務所，県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館，県美術館，東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置，注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式，高校入試，出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）（2/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）（2/28）
- ・県立自然の家（松島・蔵王・志津川）の教育事業中止及び団体受入停止（2/29～）
- ・図書館，美術館，東北歴史博物館，県有体育施設（総合運動公園等）の一部施設及びサービスを休止（2/29～）
- ・新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う県立特別支援学校の臨時休業について追加決定（3/2）
- ・令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（3/24）
- ・令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（4/1）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（臨時休業の延長）（県立学校，市町村教委，教育事務所）（4/13）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する研修会開催（県立学校，市町村教育委員会）（4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（4/29）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県立学校における臨時休業等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/5）
- ・県立学校の学校再開に向けた対応等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/15）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/20等）
- ・学校再開後の各種教育活動実施の目安について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/28）
- ・県立高校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（7/9）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（9/3）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（県立学校，市町村教委，教育事務所）（11/13，11/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底に向けたチラシ配布（国公立全学校）（11/18）
- ・誹謗中傷防止研修会開催（県立学校，市町村立学校）（11/25～12/7（オンデマンド方式））
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（12/11）

#### <警察本部>

- ・対策室を設置（1/29）情報収集の強化，関係機関との連携強化
- ・新型コロナウイルス感染拡大に乗じた悪質商法や特殊詐欺等への注意喚起（2/13～）

- ・ 県警本部長を長とする「宮城県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（2/29）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許証更新期限の延長（3/14～）
- ・ 銃砲一斉検査等の実施延期（4/3～7/20）
- ・ 緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う治安対策の強化（4/17～）
- ・ 知事による住民への外出自粛要請に伴う協力依頼への対応（4/21～5/6）
- ・ 運転免許業務の一部休止（4/25～5/14 免許更新業務等）
- ・ 通学路等における子供の安全確保対策の強化（5/15～）

